

【精神科訪問看護料金表（医療保険）】

精神科訪問看護基本療養費

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）			料金	1割	2割	3割	
看護師・保健師・作業療法士の場合	週3日目まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円	
		30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
	週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
		30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
准看護師の場合	週3日目まで	30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円	
		30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
	週4日目以降	30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円	
		30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
精神科訪問看護基本療養費（Ⅱ）			料金	1割	2割	3割	
看護師・保健師・作業療法士の場合	週3日目まで	同一建物、同一日2人	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
			30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		同一建物、同一日3人以上	30分未満	2,130円	213円	426円	639円
			30分以上	2,780円	278円	556円	834円
	週4日目以降	同一建物、同一日2人	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
			30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		同一建物、同一日3人以上	30分未満	2,550円	255円	510円	765円
			30分以上	3,280円	328円	656円	984円
准看護師の場合	週3日目まで	同一建物、同一日2人	30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
			30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		同一建物、同一日3人以上	30分未満	1,940円	194円	388円	582円
			30分以上	2,530円	253円	506円	759円
	週4日目以降	同一建物、同一日2人	30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
			30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		同一建物、同一日3人以上	30分未満	2,360円	236円	472円	708円
			30分以上	3,030円	303円	606円	909円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）			料金	1割	2割	3割	
在宅療養に備えて一時的に外泊をしている利用者に訪問した場合 (入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等は2回)に限り算定)			8,500円	850円	1,700円	2,550円	
訪問看護管理療養費			料金	1割	2割	3割	
安全に訪問看護サービスを提供できる体制を整える訪問看護ステーションが訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行うことで算定できる療養費です。							
機能強化型看護管理療養費1：月の最初に訪問した日			13,230円	1,323円	2,646円	3,969円	
機能強化型看護管理療養費2：月の最初に訪問した日			10,030円	1,003円	2,006円	3,009円	
機能強化型看護管理療養費3：月の最初に訪問した日			8,700円	870円	1,740円	2,610円	
訪問看護管理療養費(機能強化型以外)：月の最初に訪問した日			7,670円	767円	1,534円	2,301円	
月の2回目以降 訪問看護管理療養費1			3,000円	300円	600円	900円	
月の2回目以降 訪問看護管理療養費2			2,500円	250円	500円	750円	

各種加算

24時間連絡対応体制加算		料金	1割	2割	3割
利用者又はその家族等から同意を得て、電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制		6,520円 1回/月	652円	1,304円	1,956円
精神科緊急時訪問看護加算		料金	1割	2割	3割
利用者又はその家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示により、看護師等が訪問看護を行った場合に1日につき1回に限り発生します	月14日まで	2,650円	265円	530円	795円
	月15日以降	2,000円	200円	400円	600円
夜間・早朝・深夜訪問加算		料金	1割	2割	3割
夜間(午後6時～午後10時) 早朝(午前6時～午前8時)		2,100円	210円	420円	630円
深夜(午後10時～翌日6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
長時間訪問看護加算		料金	1割	2割	3割
厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して、1回の指定訪問看護の時間が90分を超えた場合について週1回に限り算定します。 ただし、15歳未満の超重症児・準超重症児に限り、週3回まで可能です。		5,200円	520円	1,040円	1,560円
精神科複数回訪問看護加算		料金	1割	2割	3割
基準告示第2の1に規定する利用者、または特別訪問看護指示期間の利用者に対して、必要に応じて1日2回または3回以上訪問した場合に加算します					
1日2回 訪問看護を行った場合	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
1日3回以上 訪問看護を行った場合	同一建物2人以下	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	同一建物3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円

特別管理指導加算			料金	1割	2割	3割
退院後、厚生労働大臣が定める特別な管理が必要な者に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます			2,000円	200円	400円	600円
退院時共同指導加算			料金	1割	2割	3割
病院、診療所、介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するに当たり、入院していた病院等の医師やスタッフと共同して退院・退所後の在宅療養の指導を行い、その内容を文書で提供した場合			8,000円	800円	1,600円	2,400円
複数名精神科訪問看護加算			料金	1割	2割	3割
複数名で訪問看護を行う場合 (看護師+看護師又は保健師又は作業療法士)	1日1回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,250円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日2回	同一建物2人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		同一建物3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
	1日3回以上	同一建物2人以下	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
		同一建物3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
複数名で訪問看護を行う場合 (看護師+准看護師)	1日1回	同一建物2人以下	3,800円	380円	720円	1,140円
		同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	1日2回	同一建物2人以下	7,600円	760円	1,520円	2,280円
		同一建物3人以上	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	1日3回以上	同一建物2人以下	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
		同一建物3人以上	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
複数名で訪問看護を行う場合 (看護師+看護補助者、精神保健福祉士)			同一建物2人以下 2,700円	300円	600円	900円
			同一建物3人以上	270円	520円	810円
特別管理加算(重症度等高い場合)			料金	1割	2割	3割
・在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者			5,000円 1回/月	500円	1,000円	1,500円
・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者						
・在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理						
・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理						
・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理						
・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸法指導管理						
・在宅自己疼痛管理指導・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態			2,500円 1回/月	250円	500円	750円
・人工肛門または人工膀胱を設置している状態						
・真皮を超える褥瘡の状態						
・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態						
退院支援指導加算			料金	1割	2割	3割
退院日に療養上の退院支援指導が必要な利用者であって、厚生労働大臣が定める疾病等に該当する利用者に対して、退院当日看護師等(准看護師除く)が在宅での療養上の指導を行った場合に加算されます			6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算			料金	1割	2割	3割
看護師等(准看護師を除く)が利用者の同意を得て、訪問診療を実施する医療機関を含め、歯科訪問診療を実施する保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合			3,000円 1回/月	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス			料金	1割	2割	3割
利用者の状態の急変や診療方針の変更と共に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに、看護師等(准看護師を除く)が参加して、共同で利用者や家族に対して指導を行った場合に加算します			2,000円 1回/月	200円	400円	600円
訪問看護情報提供療養費			料金	1割	2割	3割
訪問看護ステーションが利用者の同意を得て①市町村・都道府県又は指定特定相談支援事業所・視程障害児相談支援事業所、②学校等、③保険医療機関に対して、情報提供をした場合に支給されます			①・②・③全て 1,500円 1回/月	150円	300円	450円
訪問看護ターミナル療養費			料金	1割	2割	3割
死亡日及び死亡日前日の14日以内に2回以上のターミナルケアを実施した場合			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護医療DX情報活用加算			料金	1割	2割	3割
オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う場合			50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料(1)			料金	1割	2割	3割
			780円	78円	156円	234円

自費費用

交通費：営業エリア内(柏市・我孫子市)はかかりません。それ以外の地域では交通費がかかります。	1km20円
キャンセル料：訪問当日の8時30分までに連絡がない場合キャンセル料がかかります。	5,000円
エンゼルケア	10,000円